

現 行 (2022年6月24日まで)	改 正 (2022年6月25日以降)
<p data-bbox="185 312 353 344" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ビジネス会員</p> <p data-bbox="230 408 1010 440" style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員用）</p> <p data-bbox="589 504 667 536" style="text-align: center;">（前略）</p> <p data-bbox="152 552 533 584">第2条（会員資格、会員登録）</p> <p data-bbox="589 600 667 632" style="text-align: center;">（中略）</p> <p data-bbox="152 647 1099 727">3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p data-bbox="152 743 1099 823">(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p data-bbox="152 839 674 871">(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p data-bbox="152 887 1099 967">(3) 利用希望者が<u>未成年者</u>、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p data-bbox="152 983 1099 1062">(4) 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p data-bbox="152 1078 1099 1302">(5) 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）<u>が提供する J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス（以下「J-WEST カード EX 予約サービス」という。）</u> または当社と JR 西日本が別に提供する「スマート EX サービス」（以下「スマート EX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p data-bbox="589 1318 667 1350" style="text-align: center;">（中略）</p>	<p data-bbox="1153 312 1321 344" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">ビジネス会員</p> <p data-bbox="1198 408 1977 440" style="text-align: center;">JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビジネス会員用）</p> <p data-bbox="1552 504 1630 536" style="text-align: center;">（前略）</p> <p data-bbox="1126 552 1507 584">第2条（会員資格、会員登録）</p> <p data-bbox="1552 600 1630 632" style="text-align: center;">（中略）</p> <p data-bbox="1126 647 2074 727">3. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。</p> <p data-bbox="1126 743 2074 823">(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む。）がある場合</p> <p data-bbox="1126 839 1648 871">(2) 会員登録が正しく完了しなかった場合</p> <p data-bbox="1126 887 2074 967">(3) 利用希望者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合</p> <p data-bbox="1126 983 2074 1062">(4) 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p data-bbox="1126 1078 2074 1302">(5) 会員が、過去において本サービス（西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）<u>または九州旅客鉄道株式会社（以下「JR 九州」という。）が提供するエクスプレス予約サービスを含む</u>） または当社、<u>JR 西日本、JR 九州の三社</u>が別に提供する「スマート EX サービス」（以下「スマート EX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合</p> <p data-bbox="1552 1318 1630 1350" style="text-align: center;">（中略）</p>

<p>5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合 (中略)</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID (本サービス、<u>J-WEST カード EX 予約サービス</u>またはスマート EX を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合 (中略)</p> <p>第7条 (会員の責任、当社の免責、損害賠償) (中略)</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容 (誤記、記入漏れ等を含む。) があったことにより、会員または第三者が被った不利益 (中略)</p> <p>(12) <u>その他</u>、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</p> <p>(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社 (以下「他社」という。) の定める運送約款 および法令の定め違反した</p>	<p>5. 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。</p> <p>(1) 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合 (中略)</p> <p>(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員 ID (本サービスまたはスマート EX を含む。以下同じ。) が発行されている場合 (過去に発行されていた場合を含む。) において、複数の会員 ID の一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合 (中略)</p> <p>第7条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償) (中略)</p> <p>2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。</p> <p>(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容 (誤記、記入漏れ等を含む。) があったことにより、会員または第三者が被った不利益 (中略)</p> <p>(12) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益</p> <p>(13) 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社 (以下「他社」という。) の定める運送約款 および法令の定め違反した</p>
---	--

ことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和3年3月6日

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビジネス会員用）

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

(中略)

10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等

ことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和4年6月25日

JR 東海 EX-IC サービス規約（ビジネス会員用）

(前略)

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

(中略)

10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等

<p>を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。 (以下略)</p> <p>改定日 令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>6</u>日</p>	<p>を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとしします。 (以下略)</p> <p>改定日 令和<u>4</u>年<u>6</u>月<u>25</u>日</p>
<p style="text-align: center;">(SMBC ファイナンスサービス発行) コーポレート会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約 (コーポレート会員用)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとしします。</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとしします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス (普通車自由席) の発売額としします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済</p>	<p style="text-align: center;">(SMBC ファイナンスサービス発行) コーポレート会員</p> <p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約 (コーポレート会員用)</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとしします。</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとしします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス (普通車自由席) の発売額としします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済</p>

<p>内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>6</u>日</p>	<p>内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和<u>4</u>年<u>6</u>月<u>25</u>日</p>
<p>E 予約専用会員</p> <p>エクスプレス・カード (E 予約専用) 会員規約</p> <p>(前略)</p> <p>第 4 条 (管理責任者)</p> <p>(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、<u>管理責任者を通じて</u> <u>手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両</u> <u>社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、</u> <u>両社に提出するものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 5 条 (カード番号の機能)</p> <p>1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。</p>	<p>E 予約専用会員</p> <p>エクスプレス・カード (E 予約専用) 会員規約</p> <p>(前略)</p> <p>第 4 条 (管理責任者)</p> <p>(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、<u>JCB が別に定める法</u> <u>人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るも</u> <u>のものとします。ただし、両社が特に認める場合には、法人会員等は、管理責任</u> <u>者を通じて、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行</u> <u>うことができるものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第 5 条 (カード番号の機能)</p> <p>1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・<u>九州</u>新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。</p>

(中略)

第9条 (会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCBが本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

2. 法人会員等は、JR東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

①JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開

(中略)

第9条 (会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCBが本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

2. 法人会員等は、JR東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

①JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開

発。

③JR 東海事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

発。

③JR 東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード利用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者（契約事務責任者を含む。）、実務担当者ならびに E X 予約コーポレート規約第 16 条に定める利用者（エクスプレス予約コーポレートサービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。）（以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。）、会員等の役員・顧問・従業員、または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCBは、会員等が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、会員が本条第1項の規定に違反している場合には、第24条第1項(7)に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(中略)

5. 両社は、会員が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

(以下略)

改定日 令和3年3月6日

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

(前略)

第2条 (本サービスの利用および利用資格)

1. カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者 (以下、総称して「管理責任者等」という。) は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申

2. 両社は、法人会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCBは、法人会員等が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、法人会員等が本条第1項の規定に違反している場合には、第24条第1項(7)に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(中略)

5. 両社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

(以下略)

改定日 令和4年6月25日

エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用) 規約

(前略)

第2条 (本サービスの利用および利用資格)

1. カード会員規約で定める管理責任者 (以下、本規約においてはカード会員規約に定める「契約事務責任者」を含む。) および実務担当者 (以下、総称し

申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員 ID 番号（以下「会員 ID」という。）や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。

(以下略)

改定日 令和3年3月6日

JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

(中略)

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅に

て「管理責任者等」という。) は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員 ID 番号（以下「会員 ID」という。）や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。

(以下略)

改定日 令和4年6月25日

JR 東海 EX-IC サービス規約 (E 予約専用)

(前略)

第 8 条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

(中略)

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅に

<p>において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 3 年 3 月 6 日</p>	<p>において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 4 年 6 月 25 日</p>
<p style="text-align: center;">E 予約専用会員 W</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス・カード（E 予約専用 W）会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 4 条（管理責任者）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて <u>手続を行う</u>ものとします。<u>この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。</u></p>	<p style="text-align: center;">E 予約専用会員 W</p> <p style="text-align: center;">エクスプレス・カード（E 予約専用 W）会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第 4 条（管理責任者）</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、<u>JCB が別に定める法人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得る</u>ものとします。<u>ただし、両社が特に認める場合には、法人会員等は、管理責任者を通じて、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。</u></p>

(中略)

第5条 (カード番号の機能)

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

(中略)

第9条 (会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCBが本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

2. 法人会員等は、JR東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用する

(中略)

第5条 (カード番号の機能)

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

(中略)

第9条 (会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCBが本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

2. 法人会員等は、JR東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用する

こと。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

- ①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。
- ②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。
- ③JR 東海事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者 (以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。) のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 (以下、総称して「不当な要求行為等」

こと。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

- ①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。
- ②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。
- ③JR 東海²事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者 (契約事務責任者を含む。)、実務担当者ならびに EX 予約コーポレート規約第 16 条に定める利用者 (エクスプレス予約コーポレートサービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。) (以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。)、会員等の役員・顧問・従業員、または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者 (以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。) のいずれにも該当

<p>という。)を行わないことを誓約するものとします。</p> <p>2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。</p> <p>3. JCB は、会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、会員が本条第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. 両社は、会員が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p>	<p>しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為 (以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを誓約するものとします。</p> <p>2. 両社は、<u>法人</u>会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。</p> <p>3. JCB は、<u>法人</u>会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、<u>法人</u>会員等が本条第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>5. 両社は、<u>会員等</u>が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
---	---

EX-ICサービス（E予約専用W）規約

（前略）

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

（中略）

12. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第11項によらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けた時点とします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また、EX-IC運送契約の運賃等の決済は、第7項によらず、乗車日以降に当該のハウスカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知をおこなうものとします。

（以下略）

改定日 令和3年3月6日

EX-ICサービス（E予約専用W）規約

（前略）

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

（中略）

12. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第11項によらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けた時点とします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また、EX-IC運送契約の運賃等の決済は、第7項によらず、乗車日以降に当該のハウスカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知をおこなうものとします。

（以下略）

改定日 令和4年6月25日

提携コーポレート会員

提携コーポレートカード会員規約 (※1)

(前略)

AMEX 会員除く	<p>第2条 (管理責任者)</p> <p>1. 法人会員および入会を申し込まれた法人等 (以下、総称して「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を選定し、両社に届け出るものとします。</p> <p>2. 法人会員等およびカード使用者は、本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続を行う場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。</p>
--------------	--

(中略)

第4条 (JR 東海による会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し

提携コーポレート会員

提携コーポレートカード会員規約 (※1)

(前略)

AMEX 会員除く	<p>第2条 (管理責任者)</p> <p>1. 法人会員および入会を申し込まれた法人等 (以下、総称して「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を選定し、両社に届け出るものとします。</p> <p>2. 法人会員等およびカード使用者は、本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続を行う場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印または両社が別に定める方法で、両社に提出するものとします。</p>
--------------	--

(中略)

第4条 (JR 東海による会員情報の収集等に関する同意)

1. 法人会員等ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し

込まれた方（以下、「カード使用者等」という。）は、JR 東海が法人会員等およびカード使用者等の会員情報（本項（1）に定めるものをいう。）を、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海がサービスを提供するために、以下の法人会員等およびカード使用者等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集すること

（中略）

(エ) カード会社より提供されるクレジットカード情報

(オ) JR 東海が必要により運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。）

（中略）

(5) JR 東海の会員情報の共同利用

エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「当社 HP」という。）上において公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、当社 HP に掲げる目的で、本項（1）に記載のカード使用者の会員情報を、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任者を JR 東海とし、問い合わせ窓口は本項（7）(イ) 記載の窓口とすること

(6) JR 東海からの本項（1）記載の自己に関する会員情報（以下、「個人情報」という。）の提供およびその利用割引等のサービス提供のため、JR 東海の提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項（1）記載の個人情報を提供すること

込まれた方（以下、「カード使用者等」という。）は、JR 東海が法人会員等およびカード使用者等の会員情報（本項（1）に定めるものをいう。）を、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海がサービスを提供するために、以下の法人会員等およびカード使用者等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集すること

（中略）

(エ) カード会社より提供されるクレジットカード情報

※JR 東海は、クレジットカード番号をトークン化（別文字列又は番号を用いた置き換え）して保持します。

(オ) JR 東海が法人会員およびカード使用者との取引により得た Cookie（クッキー）等の情報

（中略）

(5) JR 東海の会員情報の共同利用

エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「EX 予約 HP」という。）上において公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、EX 予約 HP に掲げる目的で、本項（1）に記載のカード使用者の会員情報を、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任者を JR 東海とし、問い合わせ窓口は本項（7）(イ) 記載の窓口とすること

(6) JR 東海からの本項（1）記載の個人に関する会員情報（以下、「個人情報」という。）の提供およびその利用割引等のサービス提供のため、JR 東海の提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項（1）記載の個人情報を提供すること

(以下略)	(以下略)
改定日 令和 <u>2</u> 年 <u>3</u> 月 <u>21</u> 日	改定日 令和 <u>4</u> 年 <u>6</u> 月 <u>25</u> 日
<p>エクスプレス予約サービス (エクスプレスコーポレート ^(※2)) に関する特約</p>	<p>エクスプレス予約サービス (エクスプレスコーポレート ^(※2)) に関する特約</p>
(前略)	(前略)
第2条 (エクスプレス予約利用資格)	第2条 (エクスプレス予約利用資格)
(中略)	(中略)
3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。	3. 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。
(中略)	(中略)
(3) カード使用者が <u>未成年者</u> 、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合	(3) カード使用者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
(4) カード使用者が、過去において本特約またはこれに付随する特約 (以下、総称して「本特約等」という。) に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合	(4) カード使用者が、過去において本特約またはこれに付随する特約 (以下、総称して「本特約等」という。) に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
(5) 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 西日本」という。) <u>が提供する J-WEST カードによるエクスプレス予約サービス (以下「J-WEST カード EX 予約サービス」という。)</u> または当社と JR 西日本が別に提供する「スマート EX サービス」 (以下「スマート EX」という。) の会員資格の停止・取消を受けている場合	(5) 会員が、過去において本サービス (西日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 西日本」という。 <u>または九州旅客鉄道株式会社 (以下「JR 九州」という。)</u> が提供するエクスプレス予約サービスを含む) または当社、JR 西日本、 <u>JR 九州の三社</u> が別に提供する「スマート EX サービス」 (以下「スマート EX」という。) の会員資格の停止・取消を受けている場合
(中略)	(中略)

※第2条第5項は、カード会社により異なる

JCB	<p>5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</p> <p>(1) 法人会員の本サービスにおける利用代金が、<u>月額</u> 100 万円を下回った場合</p> <p>(2) 法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、<u>月末時点でカード会社が法人会員に貸与している</u>部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合</p>	共通	<p>5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</p> <p>(1) 法人会員の本サービスにおける利用代金が、<u>年額</u> 300 万円を下回った場合</p> <p>(2) 法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、<u>部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合</u></p>
三井住友	<p>5. 法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、<u>月末時点でカード会社が法人会員に貸与している</u>部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合、<u>当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</u></p>		
UC	<p>5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</p> <p>(1) 法人会員の本サービスにおける利用代金が、<u>月額</u> 100 万円を下回った場合</p>		

	(2) 法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合	
MUFG DC	<p>5. 次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社 <u>(以下「カード会社」という。)</u> は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</p> <p>(1) 法人会員の本サービスにおける利用代金が、<u>月額</u> 100万円を下回った場合</p> <p>(2) 法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、<u>月末時点でカード会社が法人会員に貸与している</u> 部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合</p>	
トヨタ ファイ ナンス	<p>5. 当社またはカード会員規約に定めるカード会社 <u>(以下「カード会社」という。)</u> は、以下の項目に該当する場合、法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。</p> <p>(1) 法人会員の1年あたりの <u>JR 東海でのカード</u> 利用代金を、<u>年末時点でカード会社が会員に貸与している</u> 部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、<u>20,000</u>円を下回った場合</p>	
AMEX	5. 法人会員の1年あたりの <u>東海道新幹線区間を含むエクスプレス予約</u>	

でのカード利用代金を、年末時点でカード会社が会員に貸与しているカードの総枚数で割ったカード1枚あたりのカード利用代金が、20,000円を下回った場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。

6. 当社より第4項の承認を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく、直ちにカード使用者の本サービスの利用資格を停止・取消またカード使用者の本サービス利用を停止させることがあります。なお、本項(7)または(8)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。

(1) カード使用者が本特約等に違反した場合
(中略)

(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員ID(本サービス、J-WEST カードEX 予約サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合(過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合

第5条 (法人会員およびカード使用者の義務)

1. 法人会員およびカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

6. 当社より第4項の承認を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく、直ちにカード使用者の本サービスの利用資格を停止・取消またカード使用者の本サービス利用を停止させることがあります。なお、本項(7)または(8)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。

(1) カード使用者が本特約等に違反した場合
(中略)

(10) 同一のカード使用者に対し複数の会員ID(本サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合(過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合

第5条 (法人会員およびカード使用者の義務)

1. 法人会員およびカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 法人会員もしくはカード使用者は ID、パスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

(中略)

第 17 条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 法人会員またはカード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者 (以下「利用者」という。)が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。

(中略)

(12) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(13) カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、または本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和 3年 3月 6日

2. 法人会員もしくはカード使用者は会員 ID、パスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

(中略)

第 17 条 (法人会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 法人会員またはカード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者 (本条に限り、カード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者も含む。以下同じ。)が行った一切の行為およびその結果並びに会員 ID 等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。

(中略)

(12) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(13) カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、または本特約及び本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うことが規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(以下略)

改定日 令和 4年 6月 25日

JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）

（前略）

第 8 条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

（中略）

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

（以下略）

改定日 令和 3 年 3 月 6 日

JR 東海 EX-IC サービス規約（提携コーポレート会員）

（前略）

第 8 条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

※EX-IC 運送契約により大人 1 名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。

（中略）

10. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

（以下略）

改定日 令和 4 年 6 月 25 日

(※1) (※2) 会員規約・特約名はカード会社ごと以下に読み替える。			(※1) (※2) 会員規約・特約名はカード会社ごと以下に読み替える。		
カード会社	会員規約名	特約名	カード会社	会員規約名	特約名
JCB	JCBエクスプレスカード会員規約	エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約	JCB	JCBエクスプレスカード会員規約	エクスプレス予約サービス (JCB) に関する特約
三井住友	三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約 (三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)	エクスプレス予約サービス (三井住友エクスプレスコーポレートカード) に関する特約 (三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)	三井住友	三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約 (三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)	エクスプレス予約サービス (三井住友エクスプレスコーポレートカード) に関する特約 (三井住友カード株式会社およびその提携するカード発行会社用)
クレディセゾン	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	エクスプレス予約サービス (UCコーポレート) に関する特約	クレディセゾン	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	エクスプレス予約サービス (UCコーポレート) に関する特約
MUFG	MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約	エクスプレス予約サービス (MUFGカードコーポレート) に関する特約	MUFG	MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約	エクスプレス予約サービス (MUFGカードコーポレート) に関する特約
DC	DCエクスプレスコーポレートカード (個別払い方式) 会員規約	エクスプレス予約サービス (DCコーポレート) に関する特約	DC	DCエクスプレスコーポレートカード (個別払い方式) 会員規約	エクスプレス予約サービス (DCコーポレート) に関する特約
DC	DCエクスプレスコーポレートカード (一括払い方式) 会員規約		DC	DCエクスプレスコーポレートカード (一括払い方式) 会員規約	
トヨタファイナンス	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約	エクスプレス予約サービス (TS CUBICコーポレート) に関する特約	トヨタファイナンス	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約	エクスプレス予約サービス (TS CUBICコーポレート) に関する特約
AMEX	アメリカン・エクスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約	エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約	AMEX	アメリカン・エクスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約	エクスプレス予約サービス (アメリカン・エクスプレス・コーポレート) に関する特約

グリーンプログラム対象会員

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条（定義）

(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）および JR 東海が提携する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約」(※) に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。

第2条（参加申込）

(1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

(2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。

- ・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用）会員
- ・JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）会員

グリーンプログラム対象会員

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条（定義）

(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）および JR 東海が提携する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR 東海エクスプレス・カード会員規約」(※) に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。

第2条（参加申込）

(1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

(2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。

- ・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
- ・JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用）会員および JR 東海エクスプレス・カード（E 予約専用ライト）会員
- ・JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）会員

<p>(中略)</p> <p>※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約 ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約 ・ UC エクスプレスコーポレートカード会員規約 ・ MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約 <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>2</u>年 <u>3</u>月 <u>21</u>日</p>	<p>(中略)</p> <p>※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海エクスプレス・カード会員規約 ・ <u>JR 東海エクスプレス・(Visa・Mastercard・JCB) カード会員規約</u> ・ JR 東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約 ・ UC エクスプレスコーポレートカード会員規約 ・ <u>UC カードエクスプレスコーポレート会員規約</u> ・ MUFG カードエクスプレスコーポレート会員規約 <p>(以下略)</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
<p>E Xアプリ利用会員</p> <p>E Xアプリサービス利用規約</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1 「E Xアプリサービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)と西日本旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマートE Xサービス(以下、総</p>	<p>E Xアプリ利用会員</p> <p>E Xアプリサービス利用規約</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1 「E Xアプリサービス利用規約」(以下、「本規約」という。)は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)と西日本旅客鉄道株式会社<u>および九州旅客鉄道株式会社</u>が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びス</p>

称して「E Xサービス」という。)を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」(以下、「本アプリ」という。)で利用する場合に、当社と本アプリの利用者(以下、「アプリ利用者」という。)との間に適用されるものです。

(以下略)

改正日 令和3年3月6日

マートE Xサービス(以下、総称して「E Xサービス」という。)を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「E Xアプリ」(以下、「本アプリ」という。)で利用する場合に、当社と本アプリの利用者(以下、「アプリ利用者」という。)との間に適用されるものです。

(以下略)

改正日 令和4年6月25日